

議案第70号

琴浦町一向平キャンプ場条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町一向平キャンプ場条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和元年9月3日 提出

琴浦町長 小松弘明

令和元年 月 日

琴浦町議会議長 小椋正和

令和元年琴浦町条例第 号

琴浦町一向平キャンプ場条例の一部を改正する条例

琴浦町一向平キャンプ場条例(平成19年琴浦町条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>指定管理者の指定手続等</u>)</p> <p>第5条 <u>指定管理者の指定手続等は、琴浦町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年琴浦町条例第1号)に定めるところによる。</u></p>	<p>(<u>指定管理者の選定の特例</u>)</p> <p>第5条 <u>町長は、琴浦町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年琴浦町条例第1号)第8条の規定により指定管理者候補者を選定するものとする。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。